

健水発0603第2号  
平成25年6月3日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長  
（公 印 省 略）

「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第3版）」の送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂きお礼申し上げます。

標記については、平成18年10月31日付け健水発第1031001号当職通知により「水道分野における情報セキュリティガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を送付し、平成20年3月27日付け健水発第0327001号によりガイドラインの改訂について送付しており、ガイドラインを参考にして、各水道事業者等の状況に応じて適切な情報セキュリティ対策を実施していただくよう依頼しているところです。

今般、政府の情報セキュリティ政策会議において「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定に当たっての指針（第3版）」（以下「指針」という。）の通り改定がなされました。

今般の指針の改定を踏まえ、別添の通り「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第3版）」を策定しましたので、送付します。

つきましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等において、ガイドライン（第3版）を参考にして、引き続き情報セキュリティ対策を徹底するよう周知いただきますようお願いいたします。